

# 会 議 録

会議の名称	平成18年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成18年5月26日（金） 午後6時～7時30分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成17年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー、図書館、議会図書室に備え付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成18年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成18年5月26日（金）午後6時～7時30分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成17年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①小口事業資金融資あっせん制度申請に係る承諾書 ②消費生活相談・個人情報苦情相談カード直接作成システム ③難病患者等日常生活用具給付関係 ④障害者自立支援法関係 ⑤基本健康診査基本チェックリスト ⑥精神障害者配食サービス関係 ⑦下水道排水設備届出台帳管理システムの入力項目の変更

(3) 諮問事項

諮問第1号 外国国籍の児童手当該当者に制度を勧奨するための外国人登録原票の目的外利用について

諮問第2号 消費生活相談・個人情報苦情相談カード直接作成システムについて

諮問第3号 障害程度区分判定システムについて

諮問第4号 精神障害者配食サービス委託業務について

諮問第5号 小金井市立清里山荘指定管理に係る業務について

(4) その他

①前回の諮問、国民健康保険税滞納整理委託業務の報告について

②基本健康診査業務委託内容の追加について

③指定管理者の管理に関する基本協定書について

④小金井市個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正について

⑤次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	平 沼 昌 子	本 莊 卓
丸 茂 恒 二	峯 村 雄 二	村 岡 輝 一

望 月 皓 森 田 健

【市 側】

大久保助役	松永総務部長
<生涯学習課>	
石川教育部次長	伊藤生涯学習課長補佐
<経済課>	
川合経済課長	肥沼経済課消費生活係長
高橋経済課産業振興係長	
<障害福祉課>	
中谷障害福祉課長	渡邊障害福祉課障害福祉係主事
<健康課>	
荻原健康課長	田中健康課長補佐
風間健康課健康係主任	澤島健康課精神保健係主事
<介護福祉課>	
小俣介護福祉課長	
<福祉推進課>	
坂田福祉推進課長	大津福祉推進課長補佐
佐々井福祉推進課計画調整係主事	
<保険年金課>	
千葉保険年金課副主査	
<下水道課>	
齋藤下水道課副主査	
<総務課>	
河内総務課長	河野総務課長補佐
稲村総務課情報公開係長	山崎総務課情報公開係主任

**【会 長】**

ただいまから平成18年度第1回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず初めに平成17年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。すでにお手元に届いていると思いますが、訂正等がありましたら、お受けいたします。

(訂正等なし)

訂正等がないようですので、会議録を承認いたします。

それでは、本日の報告と諮問をお願いいたします。

**【助 役】**

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により「小金井市個人情報保有等届出状況」を報告します。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出の開始、変更に関するものの22件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「外国国籍の児童手当該当者に制度を勧奨するための外国人登録原票の目的外利用について」、2点目は、同条例第14条に基づく「消費生活相談・個人情報苦情相談カード直接作成システムについて」、「障害程度区分判定システムについて」、3点目は同条例第27条に基づく「精神障害者配食サービス委託業務について」、「小金井市清里山荘指定管理に係る業務について」の合計5件となっております。細部につきましては、事務局に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

**【会 長】**

確かに承りました。

それでは、報告事項の審議に入ります。審議に入る前に事務局から説明を受けたいと思います。まず個人情報保有等届出状況報告書について事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受け、その後、諮問事項についての審議に入りたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況報告書について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。1ページ目をお開きください。今回の届出は、開始が21件、変更1件の計22件です。括弧内で示した数字は一

つの届出が複数課にまたがって重複しているものを含めた数字です。右側の下水道課の届出のみが変更で残りはすべて開始の届出です。2・3ページはその内訳で、備考欄に諮問関連と記載されている17件につきましては、諮問のところで御説明いたします。それでは4ページをお開きください。まず最初の届出番号10-48小口事業資金融資あっせん業務に関する届出です。担当は経済課となります。これにつきましては12・13ページに概要が載せてありますので御覧ください。基本的に金融機関に融資をあっせんしてその利子補填もしくは保障の一部を市で負担する制度です。開始の届出は、小口事業資金融資あっせん制度の申請に係る承諾書です。これは新たに連帯保証人の住民税の課税状況、納税状況、住民登録の状況等の職権調査の承諾をいただくものです。個人情報内容につきましては、連帯保証人の住所、氏名、印影です。収集方法は本人からで、電算入力はありません。この届出については以上です。

**【会 長】**

ただいま事務局の方から説明がありましたが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

特にないようですので、この件について承認いたします。それでは、次をお願いします。

**【総務課長】**

届出番号10-49につきましては諮問第2号と関連いたしますので、ここでは説明を保留させていただきまして、次に、4ページの一番後ろから5ページにかけて、届出番号28-174と175は、難病患者等日常生活用具給付業務に関する届出です。担当は障害福祉課です。これは難病患者等に特殊寝台やポータブルトイレ、入浴補助用具などの日常生活用具を給付する事業です。開始の届出は、難病患者等日常生活用具給付申請書及び日常生活用具給付台帳です。これにつきましては、個人情報の記録項目は、14ページに記載してありますので、御覧ください。収集方法については、本人から及び本人の同意に基づく収集で、電算入力はいたしません。

**【会 長】**

ただいまの説明に関して、御意見、御質問等がありましたらお受けいたします。

(質問、意見なし)

特に御意見がなければこれを承認いたします。それでは次をお願いします。

**【総務課長】**

次の5ページ、届出番号28-176から8ページの届出番号28-185までにつきましては諮問第3号と関連いたしますので、ここでは説明を保留させていただきます。次に8ページ右側、届出番号41-492、27-36の介護予防業務についての届出です。担当は健康課及び介護福祉課です。この届出に関しましては、本日の議題4「その他」の2「基本健康診査業務委託内容の追加について」に関連いたしますので、ここでは、その他についての内容についても合わせて御説明申し上げます。その他の10ページをお開きください。この内容は、従前からの医師会等に委託してきた基本健康診査の実施時に、御本人に11ページの左側に記載されているチェックリストに御記入いただき、健診担当医がこれを生活機能評価判定の参考として、その判定報告書を記載した上で健康課に提出していただきます。健康課はこれを介護福祉課に送付し、介護福祉課では介護予防事業の参考資料とするというものです。届出状況報告書の8ページをもう一度お開きください。開始の届出は、介護予防事業基本チェックシート・介護予防のための生活機能評価判定報告書です。個人情報内容につきましては、報告書に記載されているとおりで、収集方法は本人から及び本人の同意の基づくもので、電算入力はいたしません。また、健康診査は医師会等に委託しておりますので、委託処理ということになります。

**【会 長】**

ただいまの説明に関して御意見、御質問がありましたらお受けいたします。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それではこれを承認いたします。

**【総務課長】**

それでは、9ページの届出番号41-493から10ページの41-498までは諮問第4号と関連いたしますので、ここでは説明を保留させていただきます。次に11ページの届出番号20-50下水道排水設備届出台帳管理業務に関する届出です。担当は下水道課です。これは本年2月の審議会で答申をいただいた下水道排水設備届出台帳管理システムにつきまして委託契約が締結され、入力項目が確定したということで、記録項目の変更の届出となっています。個人情報内容につきましては、この報告書の25ページをお開きください。ここには個人情報以外の記録項目も記載されていますが、ご了承いただきたいと思っております。この件については以上です。

**【会 長】**

この件について、御意見、御質問があればお受けいたします。

この書類については、廃棄方法を具体的に表記させることになっておりますが、表記がないのですが、どのような廃棄方法でしょうか。

**【齋藤下水道課副主査】**

現在のところ、この書類については、廃棄年限までは保管をしていますが、個人情報ですので、シュレッダー処理をしたり、現在は、NTTで厳重に袋とケースに入れて処理ができるものを活用して廃棄しております。

**【会 長】**

方法は、焼却、裁断、消去、その他と選択を許しているわけですね。

**【齋藤下水道課副主査】**

どの方法で処理を実施するかを検討はしていなかったもので、専門業者処理という意味でその他にあてはまるかと考えておりましたが、特に記載はしておりませんでした。

**【会 長】**

はっきりしておかないと、その程度の甘い管理では、全体がルーズになりますので、処理されるまで、管理の面を緩めないという精神が大切かと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声)

**【齋藤下水道課副主査】**

これについては市の委託先の専門廃棄業者による廃棄として、「その他」に付け加えさせていただきます。

**【会 長】**

委託を決定したらそれで終わりでは、いろいろ障害が起こり得ると思いますので、よろしく願いいたします。それでは、諮問事項に移らせていただきます。先ほど、重複することで、先送りにしてきましたテーマはこの諮問事項の関連項目と合わせて説明を伺い、それぞれ審議をさせていただき段取りでいきたいと思っております。

**【総務課長】**

それでは、諮問書を御覧ください。これにつきましては、諮問第1号から第5号までとなっております。まず、1ページをお開きください。諮問第1号は、外国籍の児童手当該当者に制度を勧奨するための外国人登録原票の目的外利用に

ついてで、条例第12条第2項第4号の目的外利用の諮問です。これは児童手当法の改正により、平成18年4月1日から所得制限の緩和及び支給対象年齢が従前の小学校3年生から小学校6年生までに拡大されたことに伴い、現在未支給で、制度改正により支給対象となる可能性のある対象者全員に勧奨通知を送付し、申請手を促進するものです。なお、改正の概要については、諮問書の次のページ2ページと3ページにありますので御覧ください。個人情報の内容は、該当児童の属する世帯の父母及び児童の氏名、住所、続柄、生年月日、在留資格、在留期間です。目的外利用する課は福祉推進課、目的外利用させる課は市民課です。この諮問に関しては以上です。

**【会 長】**

御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**【本荘委員】**

以前から疑問に思っていたのですが、不法滞在の方が外国人登録の申請をしてきた場合におそらく在留資格なしとの表記をして書類上通されると思うのですが、おそらく、入国管理事務所にはその旨の通報などはされていないと思うのですが、これは、個人情報保護の観点から通報がされないのでしょうか。

**【総務部長】**

その関係の担当は市民課で、今回の諮問の議題には直接関係ございませんので、現在この場に担当の職員はおりませんので確認ができません。もしよろしければ、次回までに調べて、お答えさせていただきたいと思いますが。

**【本荘委員】**

もしできましたら、刑事訴訟法の公務員が犯罪にからんだ際の告発義務との関係もぜひ教えていただきたいのですが。

**【総務部長】**

以前からよく聞かれるのですが、外国人の方が滞在される折の権利とか条件とか、永住権、就職、選挙権、国民年金のことも含めて、いろいろとありますので、いつかまた議題にあがりましたら御説明したいと思います。次回につきましては、市民課の関係につきまして御説明いたします。

**【会 長】**

他に何かありますか。特にないようですので、これを承認いたします。それでは次の説明をお願いいたします。



**【総務課長】**

諮問書の4ページを御覧ください。諮問第2号は消費生活相談・個人情報苦情相談カード直接作成システムです。なお、この件については、先ほどの届出の報告で保留していただきましたので、届出の報告を先にさせていただきます。報告書の4ページを御覧ください。左から2番目の届出番号10-49消費生活相談・個人情報苦情相談業務にかかわる届出です。担当は経済課です。このシステムは、消費生活相談における苦情相談の内容をシステムに記録し、蓄積した相談内容を検索可能とすることで同一相談者の相談経過及び類似の相談内容を参照することによって相談情報処理を効率化しようとするものです。なお、このシステムは、国民生活センター電子計算機システムデータ取扱規則及び内閣府の個人情報に関する苦情相談情報システム取扱要領に基づく全国同一のシステムとなっております。また、市に蓄積したデータについては、個人を特定できないよう、また、個人情報を取り除いた形で東京都と独立行政法人国民生活センターに送付し、そちらの方で苦情処理のデータベースの参考にすることになります。個人情報の記録項目は、ここに記載してある12項目で、収集方法は本人から随時に電算入力を行い、委託処理は行いません。次に諮問に戻ります。御説明しましたシステムに関する条例第14条関係の電算システム記録簿の諮問で、個人情報については、届出のところで説明したとおりです。この部分の記録を行うことの諮問です。

**【会 長】**

諮問第2号についての具体的な説明でした。これは、個人情報の記録を一部除去したものを送付することもあり得るといふ若干複雑な手続をして処理するという御説明だったかと思いますが、これについて御意見、御質問等ありましたら、お受けいたします。

**【総務課長】**

申し遅れましたが、お手元の消費生活相談事例集は、個人情報を除去してありますが、このような相談内容を蓄積して、データベース化して相談情報処理について合理化するものであるという資料です。

**【峯村委員】**

データを入力した後、その帳票を判読不可能となる方法で処分するとなっておりますが、具体的にはどのような方法でなさるのですか。

**【川合経済課長】**

基本的にはシュレッダーにかけて廃棄しています。

**【峯村委員】**

分かりました。

**【会 長】**

他にありませんね。それではこれを承認いたします。次の説明をお願いします。

**【総務課長】**

諮問書の6ページをお開きください。諮問第3号は障害程度区分判定システムです。条例第14条関係の電算記録簿の諮問です。先ほどの届出で保留にしておりましたので、報告を先にさせていただきます。報告書の5ページの2番目から8ページまでの届出となります。これは障害者自立支援法業務に関する届出です。担当課は障害福祉課と健康課となります。この業務は障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者等と精神障害者等を包括した法体系として支援の体系ができているわけですが、本市においては、当面の間、身体障害者等については障害福祉課、精神障害者については健康課が担当になっておりますが、この業務については両課が担当になる関係になっております。障害者自立支援法の概要につきましては、報告書の15ページから資料が添付してありますので、御覧ください。

17ページの「支給決定までの流れ」の欄の支給決定に当たり、サービス利用の障害程度区分を判定することが必要になり、そのためのシステムとして開始されるものです。開始の届出は届出番号28-176、41-484の障害程度区分判定システムで、障害程度区分の一次判定をこのシステムで行うこととなります。個人情報記録項目は、18ページのとおりです。収集は本人、本人同意の上本人以外から随時行うこととなります。電算入力を行い、委託処理は行いません。また、5ページの届出番号28-177、41-485から8ページの28-185、41-491までの報告につきましては、障害者自立支援法業務にかかる各種申請書と調査票となります。内容については、報告書を御覧いただくことといたしまして、個々の説明については省略させていただきます。

次に、諮問書の6ページです。障害程度区分判定システムは、全国的に共通したシステムで、記録項目については39項目あり、システム新設の諮問となっております。

**【会 長】**

ただいまの諮問第3号について御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

**【平沼委員】**

障害程度の区分判定は、市役所の方から第三セクターなどに委託をされているのでしょうか。

**【中谷障害福祉課長】**

障害程度区分判定については、非該当から区分6までに分かれるのですが、先ほどの資料の17ページの障害程度区分の一次判定のところ、今回諮問をしているこのシステムを使ってこの判定を行います。次に、その右側の二次判定を障害区分判定審査会という福祉の専門家の方に合議体という形をお願いいたしまして、コンピュータ以外の勘案すべき事項を御審議いただきまして、最終的に区分判定が行われます。以上です。

**【会 長】**

他にないようでしたら、これを承認いたします。

**【総務課長】**

諮問第4号です。諮問書の9ページをお開きください。この件につきましては、先ほどの届出の報告のところ、保留しておりましたので、報告を先にさせていただきます。届出報告書の9ページから10ページです。届出番号41-493から41-498までで、担当課は健康課となっております。この業務は、在宅で調理が困難なひとり暮らし等の精神障害者に配食サービスを提供することにより、その自立と食生活の質の確保を行い、合わせて安否の確認を行うものです。開始の届出は、この業務にかかわる申込書、調査票、利用確認書、安否情報報告書、緊急連絡台帳、依頼書の6点です。個人情報については、この届出書に記載されている内容のとおりです。それぞれ収集方法は、本人から随時、目的外利用はいたしません。電算入力を行わず、委託処理となります。諮問書では9ページで、委託の内容は、月曜から金曜の週5日の中での夕食の配食と安否の確認となっており、委託処理をする個人情報の項目については、住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先、生活状態、健康状態、食生活状態、登録番号、安否情報となっております。

**【会 長】**

この件について、御質問又は御意見はありますか。

受託者の条件の中で、複写もしくは複製の禁止と明記してありますが、ただうたっているだけでなく、今は、複写できないインクで印刷した用紙を使用する等の手段がありますが、そのような積極的な対策を講じているのか、あるいは将

来そのようなことも想定されているのでしょうか。通常通りの方法で、道徳的な判断だけを期待しているのでしょうか。

【田中健康課長補佐】

現在は、おっしゃられたようなことは考えておりません。

【会 長】

このような精神障害者の関連の情報は、漏れると非常に重い意味を持つので、やはり、将来は帳票の印刷の技術を活用するよう研究してはどうでしょうか。

【総務部長】

確かに会長のおっしゃられたような要求は高まっていますが、現在では経費の関係も含めて、担当課が答弁したような状況です。将来は経費が安くなることも考えられますので、研究課題としては考えられると思います。

【本荘委員】

関連しての提案なのですが、実はNHKの特集番組で今、個人情報扱う企業は増えていまして、こういうご時世ですから、それが漏れると企業の存続にかかわります。何とか個人情報が漏れないようにと、企業としてきちんと取り組んでいてもなかなか末端にまでは浸透していない。そこで、ある企業では毎月、個人情報を扱う全社員に「私は個人情報を守ります。社外には絶対に持ち出しはいたしません。」との誓約書を折りにふれて書かせることを義務付けているというのです。小学生みたいとも思いましたが、社員へのインタビューでは「日常業務で流されていく中で、月に1回、自分で書くことにより個人情報の重要さを再認識できる。」との意見もありました。私の意見ですが、市の側から契約によってしほりかけることは重要だと思うのですが、委託先から自発的に「当社はこのように個人情報保護の取組をします。」という提案をしてもらうということも実質的に効果があると感じた次第です。

【会 長】

非常に総合的な意見でもあるので、部長にお答え願います。

【総務部長】

非常に貴重な御意見で本当に助かります。今後ともそのような形でお願いしたいと思います。私自身も確かテレビで見た記憶があるのですが、民間の場合、中小企業も含めまして、仮に漏れたとしたら、その企業は倒産してしまいます。現にそういう問題もあり、企業では、非常に敏感に扱っています。市としても業者との関係については、契約等で対応していますし、市の職員については、毎回

研修を行い、昨年は7回、各種民間団体も含めまして、計10回の研修を行いました。指定管理者制度の導入もあり、研修等については十分に実施しています。

**【会 長】**

他に何かありますか。

特にないようですので、これを承認いたします。次の諮問第5号の説明をお願いします。

**【総務課長】**

諮問書11ページをお開きください。諮問第5号は、清里山荘の指定管理に係る業務です。これは条例第27条第3項関係の個人情報の委任処理にかかわる諮問です。担当課は生涯学習課です。清里山荘については、御存知とは思いますが、パンフを配布してありますので御覧ください。清里山荘の管理、運営について、民間事業者を指定管理者として、市民の心身の健康、福祉の増進、健全な青少年の育成を図ることを目的に宿泊、飲食の提供、自然教育等の実施を行うものです。指定管理業務の内容、指定管理の条件、個人情報の項目については、諮問のとおりですが、次の12ページから「小金井市立清里山荘の管理に関する基本協定書案」及び18ページ以降に個人情報取扱特記事項が添付されております。基本的にはこの協定書の内容に基づいた管理運営がされます。

**【会 長】**

諮問第5号について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

**【本荘委員】**

情報公開についてですが、例えば、市が直接管理していれば条例に基づいて全面的に情報公開請求できると思うのですが、これを民間に委託した場合は、条例第19条によると、市が出資している団体についてはその団体が情報の公開に努めるものとする規定があるが、この団体には指定管理者は含まれるのでしょうか。

**【総務課長】**

情報公開については、昨年、小金井市情報公開条例の改正について御審議いただいて、答申もしていただいたのですが、これについては後ほどその他でご報告申し上げようと準備をしておりました。情報公開条例について御審議いただいた内容で市としては改正案を議会に提出いたしました。市議会から議員修正案が出されて、指定管理者についても市と同じようにみなすという形で改正条例が提案され、基本的には市の保有する情報と同じ扱いになるということで、修正案が可決されました。従いまして、公開請求があったときには市と同じ扱いにすると

いう形になります。ただ、これについては私共のほうの準備がまだ整っていませんので、規則により施行日を定めるということになっております。8月初めを目途に規則の整備をして施行をしたいと思っております。指定管理者についてはそのような形となります。

**【本荘委員】**

例えば我々が情報公開請求をする場合は、指定管理者の企業に直接行うのですか。

**【総務課長】**

基本的には情報公開請求は市の方に出していただき、市としては、部局の情報と同じような形で扱うという読替え規定となっております。ただ、現実的には、市役所にあるものと異なり、指定管理者にある情報を7日間という一定の期間の中で公開することが実務的に可能かどうかも含めて、規則等でどのように定めるかを検討しております。そのことは、「その他」の資料の48ページの左側を修正案という形で可決されております。

**【仮野委員】**

7日間とは何のことですか。どのように公開するのですか。

**【総務課長】**

情報公開請求があつてから、公開決定するまでの期間です。現実的に間に合うならばよいのですが、間に合わない場合、現行の規定にある決定を延期する理由で延期が可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

**【戸張委員】**

18ページ「個人情報取扱特記事項」の第5条の最後の部分「外部とオンライン接続することは原則として禁止する。ただし、あらかじめ乙（小金井市教育委員会）の承諾を得た場合は除く。」とありますが、あらかじめ承諾を得た場合とは、具体的にどのようなことでしょうか。

**【伊藤生涯学習課長補佐】**

事業者の方から申出があつた場合、一定の条件を付してインターネットということになると思います。具体的にはウィルス、スパイウェア等の対策をきちんとすること、送信に当たっては暗号化といったようなことで、セキュリティ対策をきちんとして運用してくださいということになるかと考えております。

**【会 長】**

他にないようですので、これを承認いたします。それでは、関係職員の方々は

どうぞご退席ください。それでは、議題4「その他」の1からのご説明をお願いします。

**【総務課長】**

まず、前回の審議会でご審議いただきました国民健康保険税滞納整理委託業務につきまして、担当課の保険年金課から追加の報告をさせていただきます。

**【千葉保険年金課副主査】**

前回、審議会でご審議いただいた際に、業務の内容が請負と派遣との区分が曖昧ではないかとの御指摘をいただきました。それをもちまして、私共のほうで内容について再検討したところです。お手元に資料として、業務委託仕様書、詳細仕様書、滞納整理委託基準、業務報告書、誓約書という形でお付けしてありますが、最終的に私共の方で再検討した結果、契約時に併記した仕様書等になっております。こちらをもとに説明させていただきます。経過として、再検討するに当たり、東京都の監督官庁である東京都労働局の需給調整事業部にまず相談しました。確かに、前回提出しました仕様書の内容では曖昧な部分がありまして、このままではまずいのではないかと御指摘をいただきまして、再検討に入ったところです。そういうものに関する基準が昭和61年に労働省の方から出されているものがあり、それを基に労働基準監督署の方で作成しました請負の適正化のための自主点検表があり、そちらに基づき、仕様書の見直しをしました。変更した内容の要点としましては、派遣という形ではなく、業務を委託する形を取り、高額滞納者300件をリスト化したしまして、その300件についてすべて委託業者の方に預ける。そしてその業務について委託を受けた方が職員の指示等に基づくのではなく、基本的に委託業者として整理に当たるという方法を取りました。それから、滞納整理の実務経験者を委託先としますので、その経験を元に、私ども職員に対する指導、助言という形のコンサルティング的な要素を強くもっていただくようお願いするというのも付け加えました。それから、支払いについては、毎月の定額の月払いという形で定めるようにいたしました。それから受託者の出退管理、あるいは休暇の管理に関しては、我々が行うのではなく、受託者の方ですべて行う形にさせていただきます。市役所への出勤の記録は我々の方で記録簿を作りまして、それを受託者のほうに報告する形を取らせていただいています。それから、毎月、業務報告書という形で報告を義務付けます。また、直接業務を遂行する者に関しては身分証明書を庁舎管理上の観点から発行するという形で、我々と同じようなものですが、付けていただいています。それと受託者に関して

は、税務協会に頼んでいるのですが、直接遂行する方に、税務協会に対して、個人情報に関する誓約書を提出させまして、その確認を取っています。以上のような形で、以前に派遣か請負かということが曖昧な形で提出してしまい、いろいろ御審議いただき、申し訳なかったと思うのですが、こういう形で再検討させていただき、お手元にある資料のような形に変更して契約を結んだところです。この点に関しては先ほど言いました東京都労働局の監督者と事前に内容を確認していただいて、おおむね問題はなかろうという点で、契約に結びつけたということです。以上です。

**【会長】**

だいぶ長い報告でしたが、お分かりいただけましたでしょうか。それでは、御質問、御意見がありましたら、お受けいたします。

**【仮野委員】**

結局、前回の説明が非常にあやふやだったということになってしまったわけなのですが。最初から先ほど都の需給調整事業部と言われたが、そのようなところと十分調整しておけば前回のようなことはなかったのではないですか。なぜそのようにしなかったのかを教えてください。また、高額滞納者ということですが、委託件数を約300件としたのはどのような理由なのでしょう。

**【千葉保険年金課副主査】**

1点目に関しては非常に、我々の方でそのような知識が不足していたということになります。私も、御指摘いただきまして、関係の書物を読んだり、関係者に話を聴いたりして、非常に我々の事前の検討がその点を抜きにできてしまっていた点で、不備だったと思っております。ですから、今後の問題として、必ずこういう場面ではこのようなことを検討しながら進めていくということを肝に銘じております。2点目に関しては、我々の方では、滞納額が約7億円ほどありまして、その3分の1が高額滞納者です。滞納額がどこの市も多くなっている状況の中で、いろいろな手段を使いながらいくらかでも減らしていきたいという趣旨の中で、どのような目標を持つかという一つの指標として定めたのが300件という数になったわけですね。

**【仮野委員】**

残りの3分の2はどのようにするのですか。

**【千葉保険年金課副主査】**

この事業につきましては、300件ということですが、他の職員がいろいろな



方法を取りまして、他の3分の2についても解消していければと思うのですが、我々の方の内部事情でもあるのですが、他の仕事も手一杯のところもありまして、なかなか全体に力が行き渡らないところがあります。ただ、3分の2については、もちろん放っておくわけではなくて、それぞれに場面に応じて徴収に努めて思っております。

【会 長】

職員に対する指導、助言も委託しているので、職員もコンサルティングをしっかり受けて、3分の2についてもぜひ整理してもらえるといいと思います。

【千葉保険年金課副主査】

ありがとうございます。

【会 長】

他にありますか。

特にないようでしたら、これを承認いたします。

【総務課長】

それでは10ページのその他の2番目ですが、「基本健康診査業務委託内容の追加について」の項目については、先ほど報告のところで説明申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。続きまして、3番目「指定管理者の管理に関する基本協定書」についてご報告申し上げます。基本的に指定管理者の管理に関する基本協定書案については、2月の審議会で御審議をいただいたところでして、小金井市有料自転車駐車場、小金井市福祉会館、小金井市障害者福祉センター、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターについては、平成18年4月1日に協定を締結いたしました。協定書については、お配りした資料の12ページ以降に添付してあります。今日お配りして、これについて御精読いただくのは難しいと思うのですが、御一読いただきたいと思います。基本的には、基本協定書の内容について御審議いただいたことを生かした内容となっております。指定管理者の協定書に関しては以上です。

【会 長】

いかがでしょうか。指定管理者制度がいよいよ動き出しているのですが、市が交わしている基本協定書です。かなり込み入って書かれていますので、一気に読むのは読みづらいかと思いますが、基本的な問題点があれば、御指摘願いたいと思います。当然ながらこの4件とも協定書の内容は同じなのですよ。

**【総務課長】**

基本的には、具体的な指定管理する内容によって文言等を変えているのであって、基本的には同じものです。個人情報の特記事項に関しては同じものです。

**【本荘委員】**

指定管理者の情報漏えいも含めた違法行為については、市が責任を負うのでしょうか。

**【総務部長】**

御存知だと思うのですが、役所の業務が、こういう時代ですから、どんどん民間、外郭団体等に流れる時代になりまして、地方自治法の一部が改正されて、指定管理者制度も導入されました。指定管理者がどういうものかという、今まで業務を民間又は団体に委託したような形ではなく、国の法律が変わりまして、市が公共的団体も含めて一方的に指定してそれに関する業務をすべて任せる制度になりました。で、どういうことになるかという、自転車駐車場については、シルバー人材センターに任せる、それは市議会の議決も経て指定管理者になるという形です。あと、ここにあります各種福祉団体等も同様に指定しているわけです。具体的には、先ほども課長からも説明しましたように情報公開等の内容につきましては、議会の意見もありまして、同じ内容の公開の義務が課せられるということで条例を改正いたしました。当然指定管理者についても別に独自の規定を制定しており、扱い方も規定しています。後で説明するかと思いますが、個人情報保護条例と情報公開条例の一部を改正しまして、指定管理者についても市と同様な義務を負うことで行っております。

**【会 長】**

他に特にないようですので、これを承認いたします。

**【総務課長】**

どういたしますか。一括で承認ということでよろしいでしょうか。

**【会 長】**

結構です。

**【総務課長】**

どうもありがとうございました。それでは、その他の最後になりますが、個人情報保護条例の一部改正についてです。資料といたしまして46ページから、個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、添付しています。

こちらについては、右側が現行となっておりますが、これは旧条例で、条例案を提

案するときの資料をそのまま載せているものです。今は右側が旧条例で左側が現行となります。個人情報保護条例については、審議会で御審議いただいて、答申をいただいた内容を市として提案して、そのとおり議会に可決されて成立いたしました。個人情報の扱いについても、指定管理者について御審議いただいた内容と同じものです。次にこれは先ほど申し上げましたが、情報公開条例48ページと49ページに新旧対照表を示しましたが、右側が市の一部改正を提案した内容で、左側が議員が出された修正案です。情報公開条例については、左側の修正案が可決されました。指定管理者の情報公開については、努力義務的な規定だったものが、実施機関、要するに市の保有する情報と同じような扱いをするというみなし規定を準用するというので、市と同じような情報公開についての義務を課すという形で修正されて可決されました。以上の内容で3月の議会で両条例について成立いたしましたので、ここで御報告させていただきます。

**【会長】**

これは、成立済みなので、報告という扱いですね。

でも、47ページにあるように、現行条例第35条の罰則が右側の旧条例より強化されて、非常に量刑が厳密に、はっきりしてきているという点ではかなり大きな改正点ではないかと思えます。このようなのが重しになって情報保護がよりきちんとできるのであれば非常に望ましいと思えるのですが、何かこの件について、付け加える御説明がありますか。

**【総務部長】**

以前にも諮問の時にお答えしたかと思うのですが、国には行政機関個人情報保護法というのがあります。国が法改正いたしまして、それと同じように東京都も改正したということがあります。ここで一斉に各自治体もほぼ同じ内容で改正しましたから、当然本市としても、同じように厳しい内容で改正したということです。職員にとっても、業者にとってもかなり厳しい内容だと思えますが、こういう時代の流れの中で行っていきたいということです。

**【仮野委員】**

情報公開に関していうと、当初理事者側が努力規定としているのは、どういう理由ですか。他の自治体も努力規定にしているからですか。どういう経緯があるのでしょうか。

**【総務部長】**

指定管理者といってもいろいろあるわけで、シルバー人材センターとか社会福

社協議会などの公的団体や、今回の清里山荘の指定などの純然たる民間団体やいろいろとあります。民間の団体については、当然利潤を上げないと受けられないということがありますから、当該団体のノウハウや人件費等公開できない部分もあるわけで、その団体の自主性、自立性も尊重しなければならないということがありますので、そういう意味で全国大体同じように、指定管理者制度ができた段階で、「努めるものとする」というのが一般的なのですが、本市の議員もかなり勉強してしまっていて、今はインターネットで全国どこでも調べられますので、その結果、千代田区で唯一このようなものを行っているということで、千代田区と全く同じ条例にしようという要求がありました。当初、市ではとてもこのような形では難しいのではないかと行ったのですが、議員は修正として、千代田区と同じように努力規定ではなく、努力義務規定的なものに変えたということです。

**【仮野委員】**

指定管理者がもし違法行為をした場合、それは市が指定管理者の責任を負うというわけで、いわば指定管理者もかなり公共性が市役所と同じくらい高い、ということから努めるより義務でよかったのではないのでしょうか。千代田区方式で最初からやってもよかったのではないのでしょうか。

**【総務部長】**

そうしますと、果たして引き受けてくれる団体があるかどうかということになりますので。情報公開の関係は48ページにありますように、指定管理者の情報公開ということで、市と同じように準用するということになっていますので、実質的には業者等の皆さんもこの規定を尊重していただくことで、市としてもかなり厳しい枠を設けたということになります。

**【仮野委員】**

よく分かりました。

**【会 長】**

よろしいですか。ここで取り上げました両条例の一部改正、これは既に議会を通過し、4月1日に発効しているものについての説明でしたが、これを我々も了承したということで処理させていただきます。それでは、以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

次回の日程について、申し上げたいと思います。次回の情報公開・個人情報保護審議会の日程は、事務局案では7月27日(木)となっておりますが、いかがでしょうか。ご了解賜れば幸いです。それでは、次回は7月27日(木)午後6時

から801会議室で開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、よろしく御参加のほどお願いいたします。それでは、長時間にわたりましたが、これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会といたします。皆様遅くまで御苦勞様でございました。